

公益財団法人黒石市スポーツ協会職員給与の支給に関する規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、「公益財団法人黒石市スポーツ協会職員就業規則」（以下「就業規則」という。）第36条に基づき、給与に関する事項を定めることを目的とする。

(内容)

第2条 この規程は、給与、手当、賞与、昇給について定める。

第2章 給与と手当

(給与と手当)

第3条 職員は、月給制とし、手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 時間外手当
- (2) 役職手当
- (3) 家族手当
- (4) その他の手当

(基本給)

第4条 基本給は、正規の勤務時間に勤務する報酬をいい、職員給与表（別表第1）により会長が決定する。

- 2 満60歳に達した者の給与は、年度の初日（4月1日）から別に定める。（別表第3）

(初任給)

第5条 新たに給与表の適用を受けることになった職員の号級は、初任給基準表（別表第2）に従い決定する。

- 2 経験年数による初任給調整は、新たに職員となる者が有する採用以前の経験年数を経験年数換算評価し、この換算評価した年数を初任給の号級に加えた号級とする。
- 3 満60歳を超えてから新たに職員となる者の給与は別に定める。（別表第3）

(時間外手当)

第6条 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた職員に対し、勤務した全時間に

ついて支給する。

2 計算方法は、労働基準法による。

(役職手当)

第7条 予算の範囲内で会長が定める。

(家族手当)

第8条 予算の範囲内で会長が定める。

(その他の手当)

第9条 必要に応じて会長が定める。

第3章 計算と支払い

(計算期間)

第10条 給与と手当の計算期間は、月の1日から末日までとする。

(支給時期)

第11条 職員の給与と手当の支給日は、毎月25日とする。支給日が休日のときは、前日に繰り上げて支給する。ただし、事由により支給日を変更することがある。

(給与からの控除)

第12条 給与支払の際、法令で定める職員の負担金及び職員からの申し出があり、これを理事会が認めたときは、毎月の給与より控除する。

(任免日の計算)

第13条 任用・昇給・減給・休職・復職・退職・解雇の場合、月を持って定められた給与のその月分の計算は、辞令日を定めた日割計算とする。

(給与等の決定)

第14条 職員の給与等について、この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事会において決定する。

第4章 昇給並びに賞与

(昇給)

第15条 昇給は、毎年1回、4月に行う。

- 2 職員が現に受けている号給を受けるに至ったときから、その号給について12月を下らない期間を良好な成績で勤務したときは、1号級上位の号級に昇給させることができる。
- 3 職員の昇格、昇給等については、給料表(別表第1)を参考にしながら職務の級の定数を設定し、改定を行うものとする。
- 4 職員の勤務成績が特に優秀であるときは、規定する時間を短縮し、あるいはその現に受ける号級より上位の号級に昇給させることができる。
- 5 満60歳を超えて新たに職員になる者は、昇給しない。

(賞与)

第16条 賞与は、業績と職員の勤続、勤怠、勤務成績等を勘案して査定し、1年の6月15日と12月15日に支給する。ただし、協会の業績等、やむを得ない事由がある場合には、支給時期を変更し、又は支給しないことがある。

2 在籍期間別割合は、次のとおりとする。

在籍期間	割合
6か月	100/100
5か月以上6か月未満	80/100
3か月以上5か月未満	60/100
3か月未満	30/100

(注) 基準日以前6か月以内の在籍期間に応じて定められており、基準日以前6か月以内の期間は次のとおりである。

(基準日)

(期間)

6月1日

前年12月1日～6月1日

12月1日

6月2日～12月1日

3 賞与の額は、次のとおりとする。

- (1) 6月15日 (基本給+役職手当)の1.0月分
- (2) 12月15日 (基本給+役職手当)の1.5月分

附 則

- 1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 財団法人黒石市体育協会職員給与の支給に関する規程(平成14年4月1日、平成1

7年4月1日一部改正、平成22年11月1日一部改正、平成23年4月1日一部改正)
は、廃止する。

3 この規程は、令和3年4月1日から施行する。(名称変更：第1条)